

第6章 計画実現に向けた管理方針

6-1 協働・協同のまちづくりによる計画実現

これからのまちづくりでは、厳しい地方財政状況により行政のスリム化が求められる中で、多様化する市民ニーズを踏まえ、行政とともに市民や企業などさまざまな主体が、お互いの理解と信頼の下、対等な立場で、それぞれの役割を果たし、相互補完・協力しながら取り組む「協働」が重要となります。

嬉野市都市計画マスタープランに掲げる施策等において、公共事業や都市計画決定など公権力を行使する行為、予算執行の最終判断などは、今後も行政が担っていきますが、それ以外のまちづくり事業については、社会的地域組織を立ち上げ、市民や企業など地域・民間主体の活動領域を拡げることで、その実効性を高めます。

1. 市民・地域主体のまちづくり組織の整備

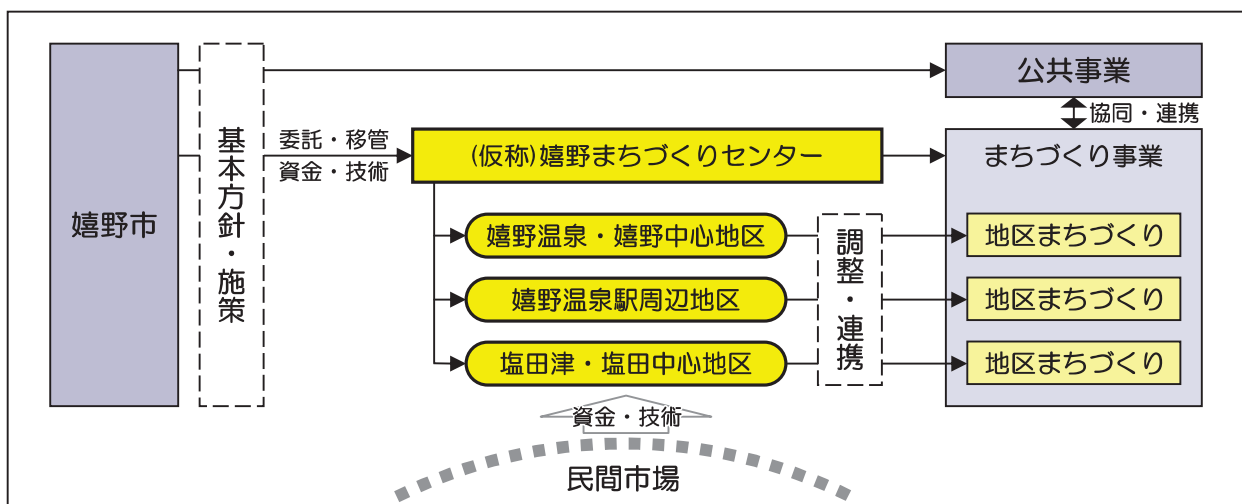
(1) (仮称)嬉野まちづくりセンターの設立

嬉野温泉を核とした嬉野市街地の中心地区と、新たな拠点となる嬉野温泉駅周辺地区、塩田津伝建地区を含む塩田の中心地区の3地区では、企業の営利活動の結果としてのまちづくり効果が期待できることから、その受益者となる住民、事業者、各種団体等が自ら地区のまちづくりを企画・立案し、その実施主体として、行政サービスを除く地域経営を行うこととします。

そこで、既存のまちづくり団体等を母体として(仮称)嬉野まちづくりセンターを設立し、行政から委託・移管を受けて3地区を中心とした各種まちづくりを推進するとともに、公的資金だけでなく民間市場からも資金・技術を集め、観光協会など他の公益的組織と連携しながら、民間主体でまちづくり事業を推進します。

また、行政は、(仮称)嬉野まちづくりセンターに対し、都市計画マスタープランなど各種行政計画に掲げるまちづくり施策等を委託・移管し、技術的・資金的サポート等を行いながら、民間だけでは対応できない公共施設整備等の公共事業を推進します。

図 (仮称)嬉野まちづくりセンターの位置づけ・役割



(2) 地域コミュニティ組織の活用

都市計画・公共事業とともに推進する各種まちづくり事業の中でも、福祉、子育て、文化、防災、環境など生活に身近な分野については、住民に真に必要な公益的サービスを効率的・効果的に提供するため、地域の特性や多様性を踏まえた実施体制の整備を進めます。

嬉野市では、地域住民の主体的なまちづくり組織として、小学校区単位を基本とした地域コミュニティ組織の設置を進めており、都市計画マスタープランに掲げる各種事業等についても、同組織を受け皿として、各種施策の主体を委譲し、基礎的地域社会としての結びつきやまちづくりの受益の共通性を踏まえた都市空間・環境等の整備推進を図ります。

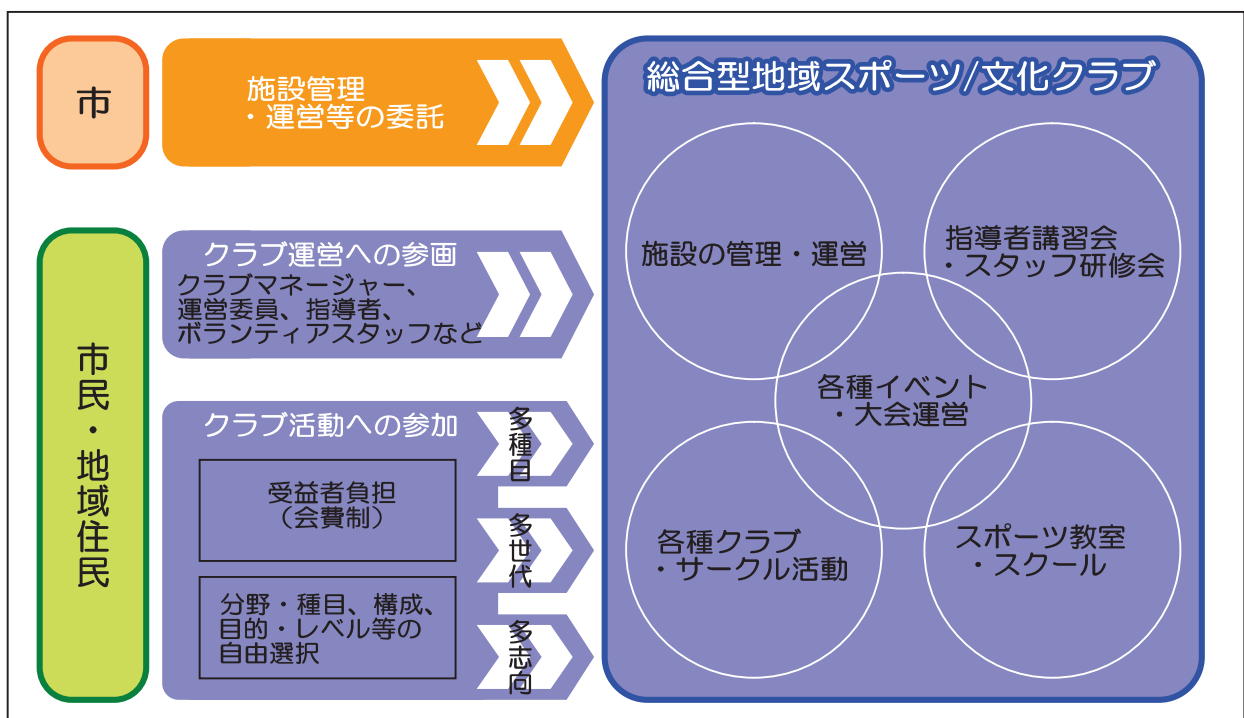
(3) 総合型地域スポーツ/文化クラブの整備

嬉野医療センター跡地に整備する広域交流拠点（施設）や嬉野総合運動公園をはじめとした公共公益施設に対しては、管理・運営の効率化とコスト軽減が要求されます。

そこで、総合型地域スポーツクラブ〈総合型うれしのほほんスポーツクラブ〉を母体として、各種スポーツ・文化の活動主体（施設利用者）である市民や企業等が参加した総合的な地域組織を整備し、スポーツ・文化施設の統合的な管理・運営や、各種イベント事業の企画・運営などを行政から同組織に委譲することで、活動主体（施設利用者）の視点・アイデアと民間のノウハウの積極的な活用を図るものとします。

また、同組織の活動と学校体育・芸術教育（音楽・美術等）を連携させ、スポーツ・文化活動を通じた子どもの健全な育成と、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

図 総合型地域スポーツ/文化クラブ



2. 行政の役割と協働のまちづくり推進に向けた体制づくり

本計画は、嬉野市の将来像を描き、都市計画・まちづくりに関する目標、主要方針を定めるものですが、まちづくりの分野は広範囲に及び、行政組織として都市計画と関連する行政分野の連携強化を図ります。

また、昨今の厳しい財政状況の下で本計画の各施策を実現するために、行政だけでなく、市民や事業者などが参画した民間主体のまちづくり組織の設置と、官民協働のまちづくり体制の構築を進めます。

さらに、医療や福祉、子育て、文化、防災、環境等の生活に身近な分野では、これまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは困難であった公共的サービス業務を、NPOなど民間非営利組織や企業等が主体となって提案・提供する「新しい公共」の可能性が広がってきました。

したがって、行政における統合的なまちづくり推進体制を整備するとともに、社会的地域組織やNPO等の育成・活動支援、拠点地区におけるタウンマネジメント手法の導入、事業者とのまちづくり協定の締結など「協働のまちづくり」の仕組みを構築します。

民間非営利組織：特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合など

(1) 行政内における推進体制の構築

都市計画・まちづくり分野の施策は長期的な取り組みとなるものが多く、都市計画や土木・建築だけでなく、環境、福祉等のさまざまな分野が関連することから、行政内部において、各部門の施策を横断的に調整する統合的な推進体制を構築します。

また、市民（地域）が主体となったまちづくりの領域を拓げるため、これら「新しい公共」の担い手（並びに各種主体のまちづくり活動）と行政（公共事業等）との調整に向けたコミュニケーション（協議・検討）の機会・制度等の整備に努めます。

(2) まちづくり組織等の支援

地域の主体性と民間活力を最大限に活かした官民協働によるまちづくりの実現に向け、まちづくりの社会的地域組織に対し、その組織立ち上げを支援するとともに、各種制度を活用して、まちづくりの各種活動や担い手づくりに対し様々な支援を行います。

特に、(仮称)嬉野まちづくりセンターや総合型地域スポーツ/文化クラブについては、その活動が都市活動拠点の形成やまちの活性化と密接に結びつくことから、補助金・交付金・助成等の資金的支援や、学術機関（学識）・まちづくりの専門家・技術者等の紹介並びに派遣といった技術的支援だけでなく、指定管理者制度等によって活動領域の拡大を図るなど、自立した組織運営の環境整備に努めます。

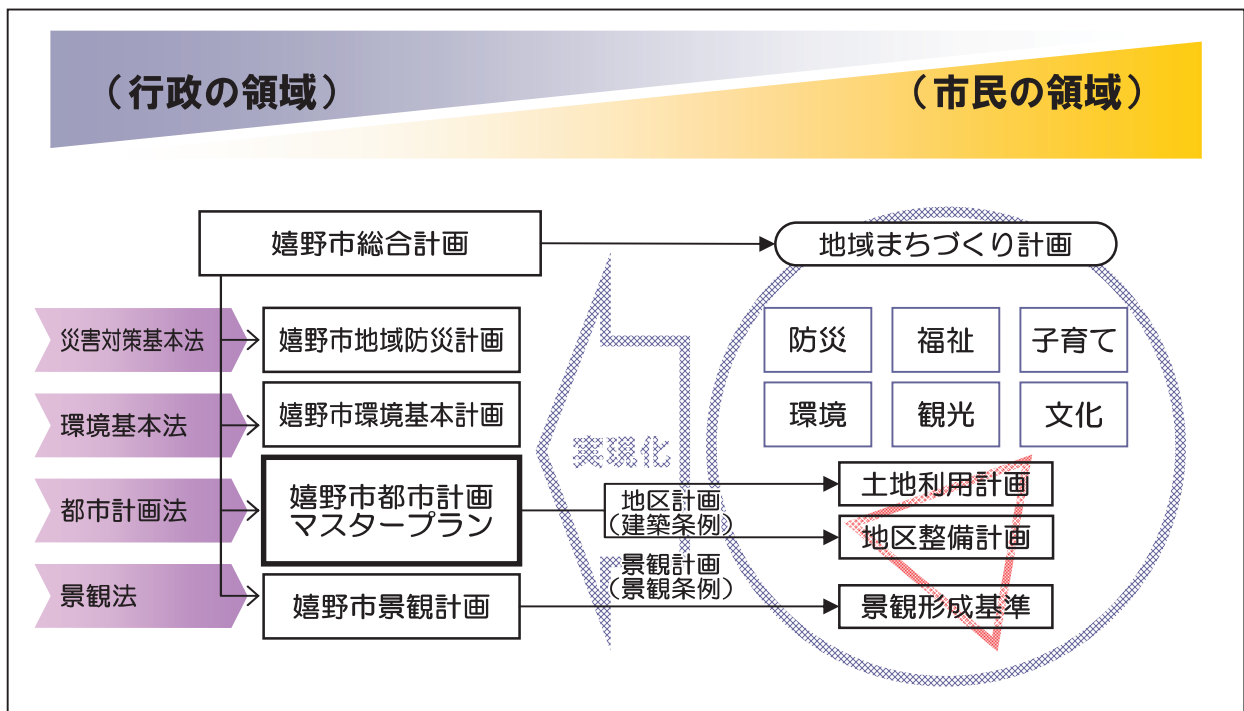
(3) 協働まちづくりの計画体系

まちづくりには、行政が主体となって推進するものから、行政の事業に市民の協力を求めるもの、市民と行政が協同で推進するもの、市民が主体となって行政が支援するもの、市民が主体となって推進するものまで、様々な役割分担と枠組みが考えられます。

これに対し、嬉野市には広範囲にわたって都市計画制度の効力が弱い地域が広がっており、都市計画マスタープランに示す土地利用誘導や環境形成、景観づくりなど、都市空間・生活環境に関わるまちづくりの取り組みにおいて、市民（地域）の自主性・主体性に委ねる領域が大きくなります。

そこで、市民が主体的に取り組む福祉、子育て、文化、防災、環境、観光等の生活に身近な分野に、土地利用や地区整備、景観形成等の分野を加え、都市計画マスタープランや景観計画等の施策を市民・社会的地域組織と行政が協働で進めるための規定等について、地域の「まちづくり計画」として体系的に整理し、これに基づいた市民の主体的な活動を促すことで、まちづくり目標の実現を目指します。

図 地域の主体性を取り込む計画体系



6-2 都市計画マスタープランの管理方針

1. 都市計画マスタープランの管理

都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、個々の都市計画事業や都市づくりに関する施策は、この都市計画マスタープランの方針に基づいて検討、企画・立案、決定、実施されます。

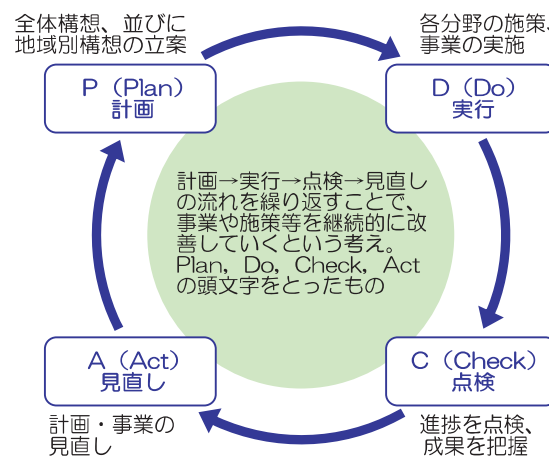
したがって、都市計画マスタープランを適切に運用するとともに、社会経済情勢の変化や地域の実情などに応じて柔軟に見直し・変更を行うものとし、効果的なまちづくりを推進します。

(1) 都市計画マスタープランの管理・運用

嬉野市都市計画マスタープランは概ね20年後の2030年（平成42年）を目標とするものですが、計画が長期にわたるため、その間に社会経済情勢の変化し、計画が時代や市民のニーズにそぐわなくなるなど、新たな課題が発生する可能性があります。

したがって、計画期間中における各種施策の実施に対しては、まちづくりの目標に示す社会成果に基づいて指標・目標値を設定し、P D C Aサイクルによって、その進捗や成果について定期的に点検・把握するとともに、社会的評価を行い、必要に応じて見直します。

図 P D C Aサイクルとまちづくりの管理イメージ



(2) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、2030年（平成42年）を目標としていますが、近年の目まぐるしい社会経済情勢の変化を踏まえ、概ね5年を基本として事業や施策の進捗状況について点検し、その成果を見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとし、中間段階である概ね10年後に全体の改訂を実施することとします。

図 都市計画関連・まちづくり事業スケジュール（当初計画）

	前期（事業Ⅰ期）	前期（事業Ⅱ期）	後期（事業Ⅲ期）	後期（事業Ⅳ期）
都市計画マスタープラン	事業見直し	計画見直し	事業見直し	計画見直し
関連都市計画	都市計画区域変更 (塩田地区編入)	都市計画決定変更 (道路・公園追加)	都市施設整備 (都市計画道路/公園・幹線道路)	
嬉野温泉駅周辺地区 (及び関連地域・事業)	九州新幹線(西九州ルート)建設・嬉野温泉駅整備			
	都市基盤整備 (土地区画整理事業)			
	景観重点地区の指定 (景観計画)	土地利用誘導/街並み形成(地区計画・景観計画)		
	社会的地域組織設立	民間(地域住民・企業・団体等)主体のまちづくりの推進 (都市機能の立地・誘導、街並み環境整備、賑わいづくり...)		
		嬉野医療センター移転		
		地域交流センター整備		
嬉野医療センター跡地 (及び周辺地域・事業)		嬉野医療センター移転	嬉野医療センター跡地整備 (広域交流拠点施設の整備)	
	総合型地域スポーツ /文化クラブ整備	スポーツ/文化系交流施設の企画・管理・運営		
	嬉野総合運動公園の機能拡充			
			西公園拡張・再整備 (一次避難地の整備)	
嬉野温泉・中心市街地 (及び周辺地域・事業)	社会的地域組織設立	民間(地域住民・企業・団体等)主体のまちづくりの推進 (空家・空き店舗活用、街並み環境整備、観光・賑わい創造活動...)		
	景観重点地区の指定 (景観計画)	都市基盤整備/街並み形成(地区計画、景観計画)		
	嬉野温泉バスセンター 施設・機能再整備			
		大規模未利用地の活用・拠点機能誘致 (嬉野温泉センター跡地整備)		
		観光交流広場の整備 (中央広場再整備)		
		防災センター整備 (消防署改築)		
塩田津・塩田中心地区 (及び周辺地域・事業)	社会的地域組織設立	民間(地域住民・企業・団体等)主体のまちづくりの推進 (塩田津伝建地区の整備、街並み環境整備、観光・賑わい創造活動...)		
	文化・スポーツ交流拠点の整備 (社会文化会館建設・塩田中学校改築・周辺整備)			
		都市基盤整備/街並み形成(地区計画・景観計画)		
その他の地域 (郊外、中山間地 他)	地域コミュニティ組織の設立・まちづくりの推進			
		土地利用誘導・基礎生活圏機能維持 (地区計画、土地利用計画)		
		公共施設整備(集落環境整備・街並み環境整備)		

図 前期 (2012~2020) 推進施策・目標像

